

モバイルルータサービス利用規約 新旧対照表

旧	新
<p>第2条 (規約の変更) 当社は、本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の変更された提供条件は、変更後の規約によります。</p>	<p>第2条 (規約の変更) 当社は、本規約を変更することができるものとします。 2. 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ホームページ上で掲載等、当社が定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 3. 変更後の本規約の効力発生日以降にモバイルサービス契約者が本サービスの利用を継続したときは、モバイルサービス契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。</p>
<p>第26条 (ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>ICカード貸与者は、ユニバーサルサービス支援機関である <u>社団法人電気通信事業者協会</u>によって定めるユニバーサルサービス料 (電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 (平成14年6月19日総務省令第64号) により算出された料金をいいます。) <u>の支払うものとします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、<u>課金期間</u>は月額利用料とともに当該月分のその料金を別途請求します。</p>	<p>第26条 (ユニバーサルサービス料<u>および電話リレーサービス料</u>の支払義務)</p> <p>ICカード貸与者は、<u>次の各号に定めるユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を支払うものとします。</u></p> <p>(1) <u>ユニバーサルサービス料とは、ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 (平成14年6月19日総務省令第64号) をもとに算出した料金をいいます。</u></p> <p>(2) <u>電話リレーサービス料とは、電話リレーサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 (令和2年法律第53号) に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則 (令和2年総務省令第110号) をもとに算出した料金をいいます。</u></p> <p>2 当社は、ユニバーサルサービス料<u>および電話リレーサービス料</u>の日割りは行わず、<u>課金期間中</u>は月額利用料とともに当該月分のその料金を別途請求します。</p>
<p><u>附則</u> 本規約は、平成24年2月14日より施行します。 <u>附則</u> この改定規定は、平成24年9月1日より施行します。 <u>附則</u> この改定規定は、平成26年4月1日より施行します。 <u>附則</u> この改定規定は、平成26年8月30日より施行します。 <u>附則</u> この改定規定は、平成27年2月23日より施行します。 <u>附則</u> この改定規定は、平成30年8月23日より施行します。 <u>附則</u> この改定規定は、平成30年9月10日より施行します。 <u>附則</u> この改定規定は、令和3年3月25日より施行します。 <u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>附則</u> この改定規定は、この改定規定は、2022年2月21日より施行します。</p>